

スポーツバス（28人乗り・1台）のご利用について

三鷹市では、スポーツ活動を推進するために、スポーツバスの運行業務を専門の業者に委託しております。したがって、運転手は市の職員ではありませんので、運行経路を把握している添乗責任者が必要です。

なお、観光又は慰労をかねた目的でのバスの貸出はいたしませんので、予めご了承ください。

〔対象団体〕

- ①三鷹市
- ②三鷹市スポーツ協会及びその加盟団体、三鷹市地域スポーツクラブ
- ③三鷹市のスポーツ連合組織
- ④その他公益目的のため特に市長が必要と認めた団体

事前にスポーツバス使用団体登録が必要です。

〔使用可能期間〕

- (1) 4月1日から同年12月19日まで
- (2) 翌年1月11日から3月31日まで

※上記のうち車両の法定点検整備日を除く。

〔使用時間について〕

1日当たり午前8時30分から午後5時まで

※時間外のご利用は、原則出来ませんのでご了承ください。

※時間外のご利用が必要な場合は、審査により決定します。その際、年度あたりの運行上限を1回までとします。なお、予定していた時間を超過した場合も同様となります。

※時間内に間に合うよう、余裕をもった計画をお願いします(特に、土日の帰りは通常よりも時間がかかりますので早めの出発をお願いします。)。

〔使用料について〕

使用料は無料ですが、有料道路通行料(トランク付き中型バスは大型料金)、駐車料等は使用者が実費負担してください。また、宿泊の場合、使用団体は運転手の宿泊場所(個室)を事前に確保し、運転手の宿泊費は使用者が実費負担してください。

〔運行範囲について〕

- ①日帰りの場合・・・三鷹市役所から運行距離で片道100km以内。高速道路使用の場合は120km以内。
ただし、三鷹市校外学習施設「川上郷自然の村」の日帰りは可能とします。
- ②宿泊の場合・・・三鷹市役所から運行距離で片道200km以内。高速道路使用の場合は、240km以内。
ただし、三鷹市姉妹都市である福島県矢吹町の宿泊は可能とします。
なお、計測方法については以下のとおりです。

- ①使用計画案・・・Google Mapでの最短運行距離にて算出
- ②実績・・・バス会社でのメーターにて算出

〔集合解散場所について〕

集合・解散場所は三鷹市役所の本庁舎正面玄関前です。事業等の理由で変更になった場合は、その都度お知らせいたしますが、場所の確認等を十分に行ってください。

なお、参加者の車は市役所構内には駐車できません。

〔駐車場の確保について〕

目的地での乗降に伴うバスの駐車場の確保については、使用団体で事前に確保してください。

なお、中型バス(バス会社の事情で大型バスの配車となった場合は大型バス)の駐車可能な駐車場の確保をお願いします。集合・解散場所の三鷹市役所の本庁舎正面玄関前については、スポーツ推進課で確保いたします。

〔乗車人名簿及び使用報告書について〕

使用報告書はバス使用後の1週間以内にスポーツ推進課へ提出(窓口・メール・FAXのいずれか)してください。報告書未提出の場合は、次回の運行をお断りすることもあります。

〔添乗責任者について〕

添乗責任者は、運転手の指示に従い、車内の秩序維持、乗車人員の確認等にご協力ください。また、降車時には、車内がお菓子やゴミで汚れていないか点検し、車内清掃にご協力ください。

〔使用上の注意事項〕

- ①バスの運行は、原則1日1台となります。
- ②観光バスではないため、三鷹市役所から目的地まで、交通渋滞の回避及び運転手の休憩等を除き、申請書の行程から外れることはできません。やむを得ない事情を除き、立ち寄りなどがあった場合には、次回の運行をお断りすることもあります。
- ③運行上危険と判断し、運転手2名体制になった場合、乗車定数は27人となります。
- ④運行日の14日前を過ぎてからのキャンセルは、1日の運行につき使用回数を1回と数えます。
- ⑤次の場合はご利用になれません。
 - ・乗車人員14人以下又は、乗車定数(28人)を越える使用。
 - ・営業用バスと同行する使用。
 - ・日帰りの運行で、当該年度内に既に2回使用しているとき。
 - ・宿泊を伴う運行で、当該年度内にすでに1回使用しているとき。
 - ・既定の期間・距離・運行時間を越えた運行で、当該年度内に既に1回使用している時。
- ⑥使用承認後でも天候や運転手、バスの事故等により使用できないこともありますので、予めご了承ください。なお、これによって生ずる使用者の損害補償や代車、代替日の確保等は一切いたしません。
- ⑦目的地では、必ずバスの駐車スペースの確認、確保をしてください。運転手に駐車場所について委任することは決してしないでください。
- ⑧不測の事態に備え、必ずシートベルトを着用してください。
- ⑨連続運転時間が4時間を越えた場合は、予定にない休憩をとる場合があります。
- ⑩その他、安全のため運転手等の指示には従ってください。

〔使用計画案の提出〕

年間の申請予定がある団体は、スポーツ推進課に三鷹市スポーツバス使用計画案を令和8年3月24日までに提出してください。(令和9年度使用分からは別途お知らせしますが、令和9年1月末までに提出をお願いします。)全団体からの提出内容を審査し、年間の使用計画を決定します。認められた使用計画案は優先して申請を受け付けします。使用計画案の提出がなくても予算の範囲内であれば、随時申請を受け付けますが、使用計画案の受付時点で予算額上限に達した場合は新規受付はできませんのであらかじめご了承ください。

〔申請方法〕

三鷹市スポーツバス使用申請書に必要事項を記入のうえ、スポーツ推進課までお申し込みください。

〔申請期間〕

受付は、原則先着順とし、使用希望日の40日前までに申し込んでください。

ただし、7月及び8月分については、夏季合宿等使用希望の重なる時期となるため、5月31日までに一括して申請を受け付けます。

〔申請窓口〕

三鷹市役所 第二庁舎4階 スポーツ推進課

受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時まで

下記、メール又はFAXからもお申し込みいただけます。

メール:supotsu@city.mitaka.lg.jp

FAX:0422-45-1167

〔お問合せ先〕

三鷹市スポーツと文化部 スポーツ推進課 直通:0422(29)9863

※使用日当日キャンセル等が生じた場合は、速やかに下記緊急連絡先へ連絡してください。

なお、ご連絡された際は、より迅速な照合のため団体名等をお伝えください。

※事業者決定後更新予定